

健全経営に向けた取組み

不良債権の状況

■不良債権削減への取組みについて

当行では従来から経営の重要課題として不良債権の削減に取り組んで参りました。

今後とも地域経済活性化のため、お客様の経営改善及び再生支援に対して重点的に取り組んでいくとともに、引き続き信用リスク管理についての徹底を図って参ります。

■リスク管理債権について

リスク管理債権は、銀行法及び同法施行規則に基づいて開示している債権で貸出金1件ごとに、「破綻先債権」「延滞債権」「3ヵ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」の4区分に分類し公表しております。

平成22年3月末における単体ベースでの開示債権額は、161億円となりました。

なお、貸出金残高(4,525億円)に占めるリスク管理債権の比率は3.57%となります。

■金融再生法に基づく開示について

当行では「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(以下「金融再生法」)に基づき、査定した資産を「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」「正常債権」の4区分に分類し開示しております。

平成22年3月末の開示債権額は162億円となりました。

なお、総与信額(4,591億円)に占める金融再生法開示債権の比率は**3.54%**となります。金融再生法に基づく開示債権には、貸出金のほか有価証券中の当行保証付私募債、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返等が含まれます。平成22年3月末の**正常債権の割合は96.45%**です。

また、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権をカバーしている**引当金や担保等による保全率は95.14%**となっており、高い保全率を保っております。

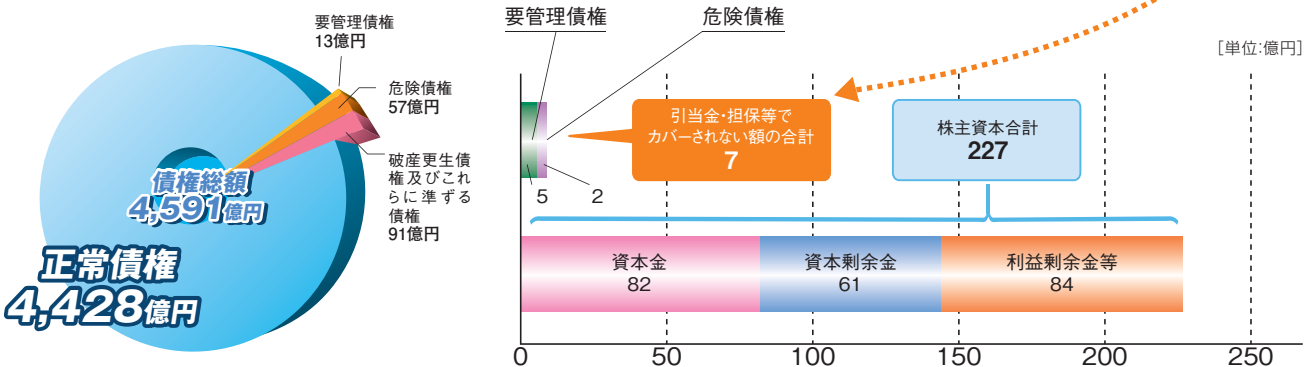
(単体)

[平成22年3月末現在] [単位:億円]

区分	債権額A (A=B+C+D)	担保等による 保全額B	貸倒引当金 C	保全率 (B+C)/A	引当金・担保等で カバーされない額D
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	91	59	31	100%	—
危険債権	57	49	5	95%	2
要管理債権	13	6	1	58%	5
小計	162	115	39	95%	7
正常債権	4,428				
合計	4,591				

不良債権比率(金融再生法開示基準)は**3.54%**となりました。

※当ページの記載金額は億円未満を切り捨てて表示しており、端数処理のため合計等が一致しない場合があります。

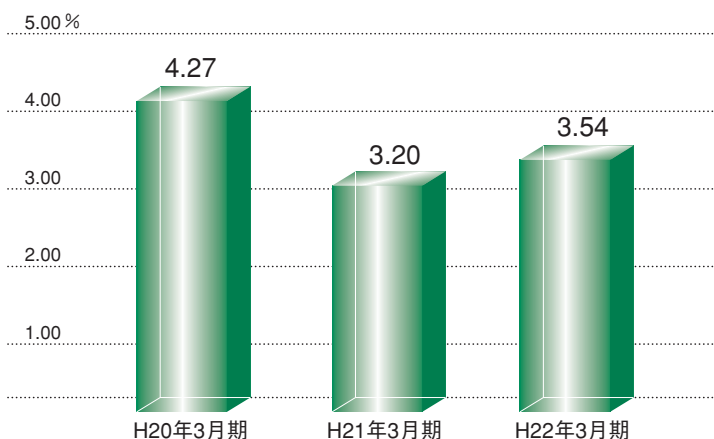


■自己査定について

当行では資産の健全性向上の観点から、厳格な資産の自己査定に基づく償却・引当等を行っております。

資産の健全性を確保し、適正な償却・引当を行うための準備作業である自己査定は、保有する資産を個々に検証しその安全性・確実性を判定するものです。具体的には、各取引先の状況に応じて「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に債務者を区分し、さらに各取引先の債権を回収の危険性や担保価値の毀損の危険性の度合いに応じてI～IVの区分に分類しています。また、自己査定結果に基づく貸倒引当金の計上・償却処理については、資産査定部門から独立した監査部による監査を行い会計監査人の外部監査を経て、厳正な会計処理を行っております。

■不良債権比率の推移(金融再生法開示基準)



破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であります。

要管理債権

3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権であります。

自己査定分類債権と金融再生法開示債権及びリスク管理債権の関係

(単体)

[平成22年3月末現在] [単位:億円]

自己査定分類債権(対象:総与信)					金融再生法開示債権 (対象:与信関連科目、 ただし要管理債権は 貸出金のみ)	リスク管理債権 (対象:貸出金)
分類債権	非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類		
債務者区分						
破綻先 24	14	10	— (0)	— (13)	破産更生債権及び これらに準ずる債権 91 保全額 91 (保全率 100.00%)	破綻先債権 24
実質破綻先 67	31	36	— (9)	— (8)		危険債権 57 保全額 55 (保全率 95.99%)
破綻懸念先 57	41	13	2 (5)		要管理債権 13 保全額 7 (保全率 58.49%)	3ヵ月以上延滞債権 4
要 注 意 先					小計 162 保全額 155 (保全率 95.14%)	貸出条件緩和債権 9
要管理先 17	5	12			正常債権 4,428	合計 161
要管理先以外の 要注意先 683	345	337				
正常先 3,740	3,740					
合計 4,591	4,178	410	2 (16)	— (21)	合計 4,591	

(注)自己査定分類債権における()内は、分類額に対する引当金額であります。